

●香川県監査委員公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成21年9月11日

香川県監査委員 宮本欣貞  
同 都村尚志  
同 鍋嶋明人  
同 仲山省三

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成20年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
長尾土木事務所	平成21年8月18日
中讃土木事務所	〃
西讃土木事務所	〃
高松港管理事務所	〃
高松土木事務所	平成21年8月21日
港湾課	平成21年8月26日
建築課（建築指導室）	〃
住宅課	〃
河川砂防課	平成21年8月27日
都市計画課	〃
下水道課	〃
土木監理課（用地対策室）	平成21年8月28日
技術企画課（工事検査室）	〃
道路課	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 占用料に係る督促状の発行について

河川占用料等について、納期限から20日以内に督促状が発行されていないものがあった。

（中讃土木事務所、西讃土木事務所）

イ 証紙について

証紙収納について、証紙収納簿に記載されておらず、収納報告もされていないものがあった。

（土木監理課）

ウ 賃金について

臨時職員の賃金について、過払いが生じているので返納させる必要がある。(都市計画課)

エ 通勤手当について

通勤手当について、支給誤りがあるので返納させる必要がある。(高松土木事務所)

オ 出張旅費について

(ア) 旅費について、駐車料金の支給漏れがあったので、追給する必要がある。(建築課)

(イ) 旅費について、旅費の支給額に誤りがあったので、正当額との差額を返納させる必要がある。

また、自家用自動車を使用し、車賃・駐車料金が支給されているが、自家用車公務使用申請書及び領収書等が保管されていなかった。(港湾課)

カ 委託契約について

(ア) 消防用設備の点検業務の委託について、履行確認が十分に行われていないものがあつた。(高松土木事務所)

(イ) 排水機場保守点検及び運転監視業務の委託について、契約書に定められた記録表等が提出されていなかった。(高松土木事務所)

(3) 検討指示事項

ア 契約について

工事請負契約の変更について、変更手続等のルールを作成するなど、契約変更の適正確保策を講じるよう検討する必要がある。(土木監理課、技術企画課)

イ 廃道敷及び廃川敷の管理及び処分について

廃道敷及び廃川敷が相当数見受けられることから、その実態を的確に把握し、適切な管理及び処分の推進に努める必要がある。(道路課、河川砂防課)

ウ 財産及び物品の管理について

(ア) 港湾緑地及びふるさと海岸等にある公衆便所の建物等について、公有財産台帳又は個別法に基づく台帳のいずれにも記載されていないので、適正な管理について検討する必要がある。(港湾課)

(イ) 工事請負費で整備した備品について、備品一覧表の内容に不備が生じている可能性があり、各土木事務所に対して適切な調査指導を行う必要がある。(土木監理課)

(ウ) 水防情報システム及び砂防情報システム整備・構築の業務委託等により整備したもののについて、備品一覧表の内容に不備が生じている可能性があるため、適正な備品の管理が行われるよう検討する必要がある。(河川砂防課)

(エ) 工事の支給品(凍結防止剤)について、年度末返納時における現物確認(在庫確認)を行う必要があるため、確認方法を検討する必要がある。(中讃土木事務所)